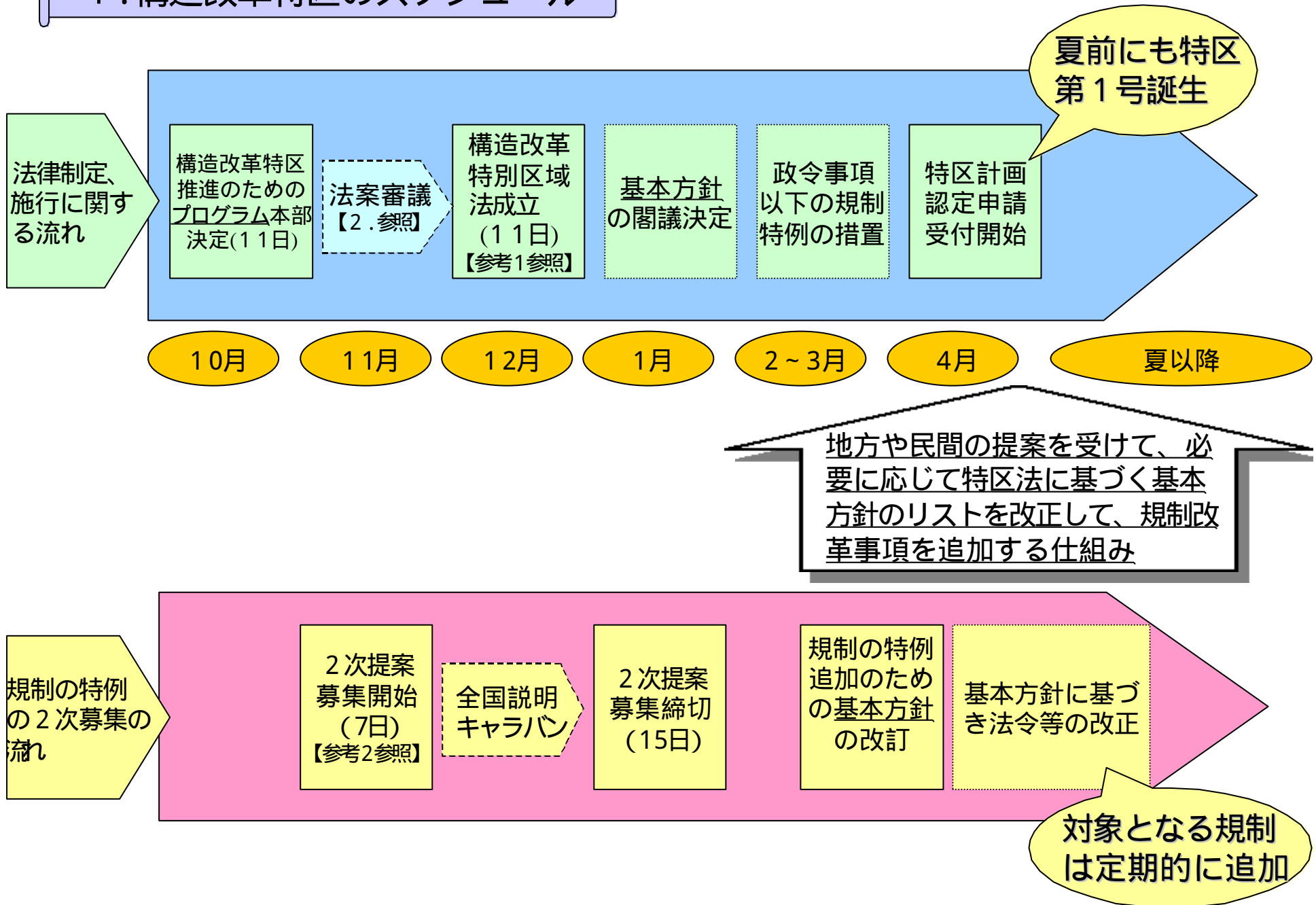


# 構造改革の突破口としての構造改革特区

平成14年12月13日  
構造改革特区担当大臣  
鴻池 祥肇

# 1. 構造改革特区のスケジュール

1



### (1) 「ノーアクションレター制度」の運用

法令等の不透明な運用や解釈の不明確さが民間や地方の創意工夫を妨げているとの観点から、特区法において、地方公共団体が**関係省庁に各規制について法令の解釈を事前に求めることを可能（各省庁は回答義務）とする制度**を新設（わが国の法律では初）

#### 【国会での指摘】

「ノーアクションレター制度」については画期的な制度と評価するが、文書によることと回答期限を明確にすべき。

**閣議決定する基本方針で明確化する。**

### (2) 特区において講じられた規制改革の評価体制の整備と全国展開

特区法では、関係行政機関の長が特区における規制の特例措置の適用状況を**定期的に調査し、構造改革特別区域推進本部に報告するとともに、その調査結果、関係者の意見を踏まえ必要な措置を講じる旨を規定**

#### 【国会での指摘】

特区における規制の特例措置を評価する評価体制、方法等が明確ではない。民間事業者等第三者の意見を踏まえて政府全体として行うべき。

内閣総理大臣のリーダーシップの下で全国規模の規制改革を実現する体制を構築すべき。

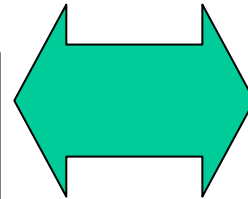
評価体制については、「構造改革特区推進のためのプログラム」にしたがい、**第三者を含めた評価体制等について1年以内に定める**。また、全国規模の規制改革につなげる仕組みについては、その考え方を**閣議決定する基本方針で明確化する**。

教育分野、医療分野ともに株式会社参入問題については、自民、公明、民主、自由の議員から前向きに進めるべきとの意見が多く出された。一方、共産党など一部の議員からは慎重論も出された。その中で、当方の考えと文部科学省、厚生労働省の考えの違いが明確となった。

【 教育分野】

当方の主張

学校法人であっても、現に利潤追求のような行為は行われており、提供主体を制限するのは非合理的。行為規制により担保が可能。  
株式会社だからといって顧客である学生や保護者を無視した教育サービスを提供することは考えられない。  
資金調達の多様化、多様なニーズに応じた教育サービスの提供が可能



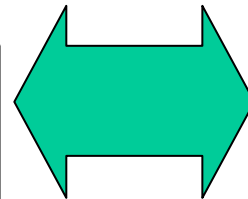
文部科学省の主張

教育は極めて公共性が高いものであることから、利潤追求を目的とした株式会社が学校を直接に設置することは不適切  
利益追求と株式配当が中心となり、教育の質の低下や学費の高騰が懸念される。  
業績悪化のため大学等が閉鎖・倒産する可能性があり、学校経営の安定性・継続性の確保が困難である。

【 医療分野】

当方の主張

現在出されている提案は、病院の現場から出されてるものであり、患者を無視した利潤追求を目的とするものではない。  
現在既にある62の株式会社病院では何の問題も起きていない。  
従来は日本で受けられなかった高度先進医療など、患者のニーズに応じた医療を提供できる。  
資金調達の多様化、効率的な経営ができる。



厚生労働省の主張

医療は人の生命・身体に関わることから、全国一律が望ましく、特区制度の対象とすることは課題が多い。  
利潤追求のために、人件費の削減や過剰診療による利益確保のインセンティブがはたらく。  
収益性の高い医療分野に集中し、医療費の高騰を招く。(クリームスキミング)  
全国的に医療提供体制は既に充実しており、新たな参入の必要はない。

#### (1) 基本方針の閣議決定

政省令以下の事項については、基本方針で特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件を定めることとなるが、各省庁の裁量の余地が生じたり、新たな規制が生まれることのないよう、内閣官房構造改革特区推進室において厳重なチェックを行う。

#### (2) 民間や地方へのはたらきかけの強化

1月15日締切りの第二次提案後も、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受付けることを基本方針において定めるとともに、民間人のさらなる登用などにより、構造改革特区推進室の地方や民間に対するコンサルティング機能、PR機能を強化することが必要。

#### (3) 全国規模の規制改革につなげるプロセスの強化

第三者による実効性のある評価を行う仕組みを基本方針において定めるとともに、法施行後すみやかにこの評価体制を立ち上げ、第一弾の特例措置が全国展開可能かどうかの評価を行う。

総合規制改革会議、石原規制改革担当大臣とも連携をとりながら、構造改革特区を梃子とした全国規模の規制改革を強力に推進するための体制の整備に向けた検討が必要。

#### (4) 検討中の論点の解決

教育、医療分野の株式会社参入について、当方の基本的な主張は、全国全ての学校、病院を株式会社にするのではなく、地方公共団体や民間の提案に応じて、パイロット的に実施するというもの。こうしたこれまで実現することが難しい規制改革こそ構造改革特区において実現する価値があり、総理のリーダーシップの下で引き続き調整を図り、次期通常国会までに一定の結論を出すことが必要。

#### (5) 「現行制度でも可能」とされている規制のチェック

「ノーアクションレター制度」を4月1日の施行以前に前倒しすることや各省庁の回答に対して地方公共団体等からのコメントを求めること等により、「現行制度も可能」とされている事項が実質的な規制になっていないかチェックすることが必要。

# 参 考 资 料

## 参考1 . 構造改革特別区域法の基本的枠組み

6

### 構造改革特別区域基本方針（閣議決定）

構造改革特別区域制度の推進の意義・目標  
実施すべき施策に関する基本的な方針  
政府が講ずべき措置についての計画（プログラム）

・講ずることが可能な規制の特例措置（法律、政令、省令、通達等）について**一覧性を確保**

### < 地方公共団体 > 構造改革特別区域計画の作成・申請

関係省庁に各規制について法令の解釈を求めることが可能（各省庁は回答義務）

民間も、地方公共団体に提案可能（採用されない場合は理由等を通知）

（計画の内容）

構造改革特別区域の範囲

事業の内容、適用を受けようとする規制の特例措置

期待される地域活性化の効果 等

### < 内閣総理大臣 > 構造改革特別区域計画の認定

基本方針適合性や地域活性化効果等を見て判断。

規制の特例措置の適用については関係行政機関の長の同意（規制の特例措置を講ずることの必要性等については、地方公共団体の判断を尊重。要件に適合する場合は、関係行政機関の長は原則として同意。）

### 規制の特例措置の適用

計画が認定された場合に、この法律や政省令で定められた規制の特例措置が適用される。

構造改革特別区域推進本部の設置（内閣総理大臣が本部長）

構造改革特別区域制度の集中的・一体的な推進、総合調整

## 参考2 . 第2次提案募集について

プログラムで措置した特例事項に加え、さらに、民間事業者や地方公共団体の方々からのアイデアを活かした構造改革を進めるため、第2次の提案募集を開始。

締め切り：平成15年1月15日(水)

### < 提案にあたってのポイント >

法律に基づく構造改革特区計画の認定申請とは全く異なるものであること。  
提案に応じなくても、計画認定にあたって有利にも不利にもなりません。

新たな規制の特例と第1次提案のうち「今後引き続き検討すべきもの」とされた事項が主な対象。

第1次提案で、「現行で対応可能」、「特区として実施」、「全国で実施」とされた事項でも、適切な理由が具体的な事例に則して明らかであれば再提案可能。

第1次提案に関する各省の回答などの検討過程については、構造改革特区推進本部のホームページ( <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou> ) で閲覧可能。